

資料 3

国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会
業務及び財務等審議専門部会(第22回)H22.2.25

国立大学法人上越教育大学業務方法書案

平成16年5月24日
平成22年 月 日
文部科学大臣認可

(目的)

第1条 この業務方法書は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定に基づき、国立大学法人法施行規則(平成15年文部科学省令第57号)第8条に規定する事項を定め、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務の委託)

第2条 本法人は、法人法第22条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第7号に規定する業務の一部を本法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができることと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第3条 本法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第4条 本法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

2 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）その他国際約束の適用を受ける契約については、同協定及び国際約束に定められた調達手続きによるものとする。

(外部資金)

第5条 本法人は、国立大学法人上越教育大学基本規則（平成21年基本規則第1号）第3条に規定する目的に資するため、寄附金その他の外部資金を受け入れることができる。

2 外部資金の受入れについて必要な事項は、別に定める。

(その他)

第6条 本法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成22年 月 日文部科学大臣認可）

この業務方法書は、平成22年4月1日から施行する。

国立大学法人上越教育大学業務方法書新旧対照表

現 行	変更案	変更理由
<p>第1条 } 2 } 略 第4条 }</p> <p>(外部資金)</p> <p>第5条 本法人は、<u>国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第1条</u>に規定する目的に資するため、寄附金その他の外部資金を受け入れることができる。</p> <p>2 外部資金の受入れについて必要な事項は、別に定める。</p> <p>第6条 略</p>	<p>第1条 } 2 } 略 第4条 }</p> <p>(外部資金)</p> <p>第5条 本法人は、<u>国立大学法人上越教育大学基本規則（平成21年基本規則第1号）第3条</u>に規定する目的に資するため、寄附金その他の外部資金を受け入れることができる。</p> <p>2 外部資金の受入れについて必要な事項は、別に定める。</p> <p>第6条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則（平成22年 月 日文部科学大臣認可）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この業務方法書は、平成22年4月1日から施行する。</u></p>	<p>法人組織と大学組織の関係を明確にするため、従来の学則を、法人の目的や業務等を規定する基本規則と、大学の目的や業務等を規定する学則とに分けることによって必要となる改正。</p>